

仕 様 書 (案)

1 件名

北区不燃ごみ資源化業務委託（単価契約分）

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約方法

不燃ごみ1kgあたりの単価契約とする。なお、1kg未満は切捨てとする。

4 予定数量

令和4年度	合計	2,300,000kg
	内訳 不燃ごみ（蛍光管を除く）	2,273,000kg
	蛍光管等（水銀含有物）	27,000kg

※予定数量は、あくまで予定の数量のため、実際の数量には、増減が生じる場合がある。

5 受注者の要件

- (1) 発注者が収集した不燃ごみを、「6 引渡し場所」に示す自らの保有する処理施設において適正かつ確実に計量、処理、及び再資源化することができること。
- (2) 国内で再利用できる安定的なルートを確保していること。
- (3) 本事業を履行する上で必要な各種資格を有していること。
- (4) 受注者は、契約の際には、上記(1)、(2)及び(3)を証明する書類を提出すること。

※(1)については、自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は各種許可証を、(2)については、資源化処理委託の方法、処理後の再資源化不適物（以下「残渣」という。）の具体的なフロー図及び有価物の数量算定方法を明らかにした書類を、(3)については、処理施設の設置許可証、工場認定証又は処理業の許可証などの写しを提出すること。

6 引渡し場所

東十条区民センター（北区東十条3-2-14）から半径10km以内に所在する施設とする。

7 業務内容

発注者が収集した不燃ごみを受注者に引き渡した後、受注者の管理・負担の下、自ら保有する処理施設で選別や破碎等の処理を行い、90%以上を目途に再資源化する。その際、発生した残渣は数量を確定し、発注者が指定する小型プレス車などに積込みを行うこと。積込み後は、発注者の責任で搬送、適切に処分する。発注者が「収集できない物」、「不燃ごみ以外の物」が搬入された場合も品目に応じて発注者と協議し、資源化できる物は処理を行う。資源化できない物は残渣と同様の扱いとする。

本委託業務により処理再資源化された資源物は、資源化業者に引き渡し、その種類数量などを残渣等と合わせて発注者へ報告すること。

8 引渡しなどについて

(1) 引渡し物について

区内で発生した不燃ごみ

(2) 引渡し方法

日曜日を除く月曜日から土曜日（祝日を含む）の収集作業日に、清掃車（軽小型ダンプ車、新中型特殊車など）により発注者が搬送し引き渡す。一日当たり約40台を予定。なお、金属資源（小型家電を含むおよそ不燃ごみの10%）・蛍光灯等（水銀含有物）のうち、収集時に判別できるものについては、分別したうえで引き渡す。

(3) 引渡し日及び搬入時間

- ① 不燃ごみの引渡し日は、履行期間内における各月の日曜日を除く1日から28日を予定する。
- ② 残渣の回収日は、履行期間における各月の日曜日を除く1日から末日を予定する。
- ③ 不燃ごみの搬入時間及び残渣の回収時間は、収集作業日の午前8時から15時45分までとする。
- ④ また、上記の引渡し日及び搬入時間によらない場合は、別途協議する。

(4) 不燃ごみの計量について

- ① 発注者が搬送した不燃ごみは遅滞なく点検、計量すること。
- ② 発注者が搬送した不燃ごみは、他の自治体から引き取った不燃ごみと混合せず、一貫して点検・計量し、そこから出た残渣物も点検・計量し数量を確定すること。
- ③ 作業日毎の引取り量を記録し、本業務に係る数量調査や、その他調査の必要が生じた場合は、これに協力すること。

(5) 不燃ごみ処理方法

- ① 点検、計量後は資源として適正に分別・処理すること。
- ② 金属・ガラス・陶器など分別された資源は国外へ輸出することなく、確実に国内で再利用することが可能な事業者等に引き渡すこと。(国外への輸出禁止)

(6) 責任の移転について

履行場所で発注者又は発注者が委託する事業者による引渡し完了した時点をもって、不燃ごみを原因とした事故に対する責任は受注者に移転する。

9 実績報告書

受注者は一ヶ月の作業終了後、翌月20日までに以下の当該月分の書類を発注者へ提出すること。20日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

(1) 作業報告

作業日毎に以下の項目について記載すること。

- ① 受入量 (kg表記とする)
- ② 搬入回数
- ③ 搬入時刻

(2) 搬入時の計量伝票

(3) 資源化物の品目別数量報告書

(4) 残渣計量伝票

(5) 委託完了届

10 支払方法

実績報告書により委託業務内容を確認した後、受注者の請求に基づき毎月ごとに支払うものとする。支払金額は、契約単価に確定数量を乗じた金額に消費税額を加算し、1円未満を切り捨てる。

11 従事職員

- (1) 受注者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受注者は、従事者に対して十分な教育を行い、事故などの発生を未然に防止すること。
- (3) 受注者は、障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用に努めること。

1.2 機材等

(1) 受注者は、自らの費用負担において以下の機材を準備すること。

- ① 計量設備
- ② 資源化に必要な機材（金属分類機など）
- ③ その他本業務に必要な機材

1.3 環境への配慮

(1) 受注者は、東京都北区環境基本条例（平成18年3月東京都北区条例第3号）第6条に規定する事業者の責務を果たすよう努めること。

(2) 本業務において使用する車両のうちディーゼル車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

(3) 適合確認のため、当該自動車の自動車検査証（車検証）及び粒子状物質減少装置装着証明書などの提示又は、写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1.4 事前届出書類

(1) 受注者は、本業務を行うに際して、以下の必要書類を提出すること。

- ① 業務着手届
- ② 業務責任者届
- ③ 受入設備概要（名所、所在地、処理能力が記載されたもの）
- ④ 受入後の資源化可能物の資源化フロー図など
- ⑤ その他本業務に必要な書類

また、履行期間中に変更などが生じた場合は、事前に届け出ること。

1.5 立入検査等

発注者は、受注者に対して、不燃ごみの品質状況、作業内容、各種報告書及び伝票内容について、予告なく立入検査を実施することができ、受注者はこれを拒んではならない。発注者が同伴してきた者に対しても同様に受け入れること。

また、発注者より施設等の見学要請があった場合には、日程等を調整の上、適切に対応すること。

1.6 安全管理

(1) 受注者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全装置を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故などが発生した場合は、直ちに発注者に報告をすること。

- (2) 受注者は、業務の履行に際して受注者の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害を賠償すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合、発注者は何ら責任を負わないものとする。

17 不燃ごみの受入れ

- (1) 施設のメンテナンスなどの維持管理を行う場合、発注者の不燃ごみの受入れ態勢に支障がないこと。
- (2) 施設が、何らかの事情で一時的に搬入ができなくなった場合、発注者が搬送した不燃ごみの受入れ態勢に万全を期すこと。

18 禁止事項

受注者は、契約の履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 発注者又は発注者が委託する事業者が搬入した不燃ごみを持ち出し、又は他の用途に使用すること。
- (2) 搬入量、搬入時間、資源物の種類や数量の改ざん等、虚偽の報告をすること。
- (3) 本業務中に知り得た事項を発注者の許可なく公表し、又は利用すること。
- (4) その他発注者が禁止する行為を行うこと。

19 その他

- (1) 受注者は、本業務に関係のある法令（労働基準関係法令、環境法令等）について遵守すること。
- (2) 受注者は、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合、あるいは、本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ、これを決定すること。